

第 51 回国語分科会国語課題小委員会（Web 開催）・議事録

令和 4 年 6 月 17 日（金）

10 時 00 分～12 時 00 分

旧文部省庁舎 2 階・文化庁第 2 会議室

〔出席者〕

（委員）沖森主査、森山副主査、石黒、川瀬、西條、佐藤、滝浦、中江、成川、
福田、古田、前田、村上、善本各委員（計 14 名）

（文部科学省・文化庁）圓入国語課長、武田主任国語調査官、堀国語課長補佐、
鈴木国語調査官、町田国語調査官ほか関係官

※ 沖森主査と事務局は、文化庁第 2 会議室にて参加。

〔配布資料〕

- 1 第 50 回文化審議会国語分科会国語課題小委員会議事録（案）
- 2 今期（22 期）以降の国語課題小委員会における審議事項（案）
- 3 常用漢字表、ローマ字のつづり方に関する論点（案）

〔参考資料〕

- 1 国語に関するコミュニケーション上の課題（国語課題小委員会における審議経過の整理）（令和 4 年 3 月 8 日文化審議会国語分科会）
- 2 漢字出現頻度数調査（4）（令和 4 年 2 月文化庁）の概要
- 3 漢字出現頻度数調査（4）（令和 4 年 2 月文化庁）1～4000 位
- 4 常用漢字表改定における追加・削除字種の出現頻度順位の変動（「漢字出現頻度数調査（3）」（平成 19 年）と「同（4）」（令和 4 年）との比較）
- 5 ローマ字教育の指針（昭和 22 年）、改訂ローマ字教育の指針（同 25 年）（抜粋）
- 6 小学校学習指導要領（国語）等におけるローマ字の扱い
- 7 現行教科書（小学校国語）におけるローマ字の扱いの例
- 8 デジタル・ガバメント実行計画（令和 2 年 12 月閣議決定）（抜粋）

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 前回の議事録（案）が確認された。
- 3 事務局から、配布資料 2「今期（22 期）以降の国語課題小委員会における審議事項（案）」について説明があり、説明に対する質疑応答が行われた。
- 4 沖森主査から、配布資料 3「常用漢字表、ローマ字のつづり方に関する論点（案）」について説明があった。
- 5 事務局から、参考資料 2「漢字出現頻度数調査（4）（令和 4 年 2 月文化庁）の概要」及び参考資料 3「漢字出現頻度数調査（4）（令和 4 年 2 月文化庁）1～4000 位」について説明があり、説明に対する質疑応答が行われた。
- 6 事務局から、参考資料 4「常用漢字表改定における追加・削除字種の出現頻度順位の変動（「漢字出現頻度数調査（3）」（平成 19 年）と「同（4）」（令和 4 年）との比較）」について説明があり、説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。
- 7 事務局から、参考資料 2 及び参考資料 4 を用いて、「表外漢字字体表」と字体の問題について説明があり、説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。

- 8 事務局から、参考資料5「ローマ字教育の指針（昭和22年）、改訂ローマ字教育の指針（同25年）（抜粋）」及び配布資料6「小学校学習指導要領（国語）等におけるローマ字の扱い」について説明があり、説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。
- 9 事務局から、参考資料6「小学校学習指導要領（国語）等におけるローマ字の扱い」及び参考資料7「現行教科書（小学校国語）におけるローマ字の扱いの例」について説明があり、説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。
- 10 事務局から、参考資料8「デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月閣議決定）（抜粋）」について説明があり、説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。
- 11 次回の国語課題小委員会について、令和4年7月19日（火）10時から正午まで、オンラインで開催する予定であることが確認された。
- 12 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

○沖森主査

定刻でございますので、ただ今から、第51回、今期2回目の国語課題小委員会を開会いたします。本日もオンライン上でのウェブ会議となりましたが、よろしくお願ひいたします。

さて、本日は、議事次第のとおり、（1）今後取り組むべき国語施策に関する課題について、（2）その他という内容で協議を行いたいと考えております。（1）の課題整理に関しては、常用漢字表とローマ字のつづり方を取り上げて御議論いただく予定です。

それでは、今期の実質的な協議に入りたいと思いますが、まずは、（1）今後取り組むべき国語施策に関する課題について、協議に入りたいと思いますが、その前に、今期以降の審議の進め方について、確認しておきたいと思ひます。今期の検討事項としては、前の期に引き続き、国語・日本語に関してどのような課題があるのかを整理し、これからの5年から10年ほどの間に取り組むべきことを取りまとめていただく予定です。それとともに、整理した課題の中から早急に検討すべきものを取り上げて、具体的な検討に入っていきたいと思ひます。

配布資料2について、事務局から簡単に御説明をお願いします。

○武田主任国語調査官

配布資料2「今期（22期）以降の国語課題小委員会における審議事項（案）」を御覧ください。

前期から、今後、国語分科会でどんなことに取り組んでいくかということを検討いただいております。今期も含めて、これから5年あるいは10年ほど、この国語課題小委員会の中でどんなことを検討すべきか、これを是非今年1年間掛けて御検討いただきたいと思ひています。これについては、前期の終わりにこれまでの審議経過を整理していただきました。配布資料2の上の方の囲みの中にあるのが、その整理の中で示された課題です。

今後検討すべき課題として今挙がっているのは、一つ目に、現行の内閣告示に関するもので、ローマ字のつづり方、外来語の表記、常用漢字表の在り方といったことが話題になっていました。

二つ目として、新たなよりどころや指針の作成について、すべきかどうかということを検討すべきではないかというもので、語彙に関する施策、専門用語（外来語を含む。）の扱いに関する指針です。

三つ目として、国語分科会として何か提言を行うといったことができないだろうかという辺りを検討してはどうかというものです。ここに挙がっているのは、言葉のふさわしさの問題、情報化社会における言語コミュニケーションの在り方、国際社会における日本語の在り方です。

そして今期は、課題の整理と並行して、これまでの議論の中から一つ課題を取り上げて、具体的な検討に入っていただくということもこれまで確認されてきました。配布資料2の一番下に、少しずつオレンジ色が濃くなっていくところがあります。今年度は、課題整理と並行して、検討すべきことが決まりましたら、その検討課題について、ヒアリングなどを行いながら方向性を探り、来年度の初めに関係する調査を行いたいと思っています。調査となりますと予算との関係もありますが、今そういった方向で国語課としては準備をしております。その調査の内容、どんな成果物にするかということについても検討していただきたいと考えています。

来年度、検討が本格化し、調査が実現しましたら、その調査の結果を分析していただき、それらに基づいて成果物を取りまとめていただくということになります。

課題の中には内閣告示に関わるものがあります。内閣告示の改定というようなことを議論する必要があるかどうかについては、今後十分に検討しなくてはなりません、もしも内閣告示に関わるような審議になる場合には、どこかの段階で文部科学大臣から諮問を受けるなどして、しっかりとした体制を作り、場合によっては令和6年度以降も審議を続けていただきたいと思います。

今期から取り上げる課題の検討が令和5年度で終わりましたら、令和6年度には、今回の論点整理に基づいて、次の新しい課題の検討に入っていただきます。それとともに、来年度までの検討に関する成果の周知を進めたいと考えています。

○沖森主査

今後の審議事項について、大まかなイメージを御説明していただきました。配布資料2の「Ⅱ」の部分に当たります、早急に検討に入るべき課題として何を選択するかについては、それぞれ御関心をお持ちであると思いますが、この点については、後ほど御相談することとします。

そのほかの部分で、ただ今の御説明について、何か質問や意見等がありましたら、お願いします。

(→ 挙手なし。)

この資料につきましては、今後も必要に応じて更に詳しいものに更新していきたいと思っております。

それでは、本日御検討いただく事項を取り上げることにします。前の期の審議経過の整理として、本年3月に「国語に関するコミュニケーション上の課題」をおまとめいただきました。これは、本日の参考資料1「国語に関するコミュニケーション上の課題（国語課題小委員会における審議経過の整理）（令和4年3月8日文化審議会国語分科会）」としてお示ししてありますが、主に、この審議経過の整理に基づいて、今後も検討を進めていただくこととなります。

配布資料3「常用漢字表、ローマ字のつづり方に関する論点（案）」を御覧ください。本日は、前期の審議経過の整理の中から、1点目として常用漢字表の在り方に関する検討、2点目としてローマ字のつづり方に関する整理について、より詳細なデータなどを御覧いただき、もう少し詳しく御意見を頂きたいと考えております。

まず、常用漢字表の在り方に関する検討について意見交換を行いたいと思います。以前にもこの国語課題小委員会の中で話題になったことがありましたが、本年2月に、文化庁で、書籍における漢字の出現頻度に関する調査を実施しました。この調査の結果について、事務局から説明をしていただき、その後で論点を絞り、意見交換をしてい

ただくこととします。

調査に関しては、参考資料 2～4 が用意されているかと思えます。まずは参考資料 2 を中心に、この調査の概要について、事務局から御報告をお願いします。

○武田主任国語調査官

それでは、参考資料 2 「漢字出現頻度数調査（4）（令和 4 年 2 月文化庁）の概要」を御覧ください。この漢字出現頻度数調査は、今回のものを含めて、これまで計 4 回文化庁で行っております。

今回の漢字出現頻度数調査（4）について御説明します。平成 22 年に常用漢字表が新しくなってもう 10 年以上が過ぎました。社会における漢字使用にも様々な変化が生じていることが考えられます。例えば、スマートフォンの普及は、正にこの常用漢字表ができた後、非常に広く、そして速いスピードで進んだということがありました。そういった漢字使用の状況、現時点での一般の社会生活における使用状況を把握するために、書籍に用いられている漢字の出現頻度を分析して実態を確認するとともに、現行の常用漢字表が社会一般における漢字使用にどのように反映されているか、この 10 年の間にどのような反映が見られるかといった辺りを確認したいというものです。

調査の方法は、凸版印刷という大きな印刷会社がありますが、この会社が持っている組版データ、つまり、印刷する前の段階のデータでどのような漢字が使われているかを分析しました。今回は、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間に取引先に納入した書籍等のデータを使っております。

漢字の出現数については、「字種ごとに集計」と書いてあります。漢字によっては字体が幾つかあるものがありますが、基本的には字種ごとに集計しました。ただ、J I S コードの上で区点が別になっているもの、つまり、コンピューターの一般的な操作で、同じ漢字でも字体が選べるものについては、それぞれ分けて調べています。

今回と前回の大きな違いが一つあります。前回の調査までは、凸版印刷の組版データには凸版印刷独自の漢字コードが使われていました。後でもう少し詳しくお話ししたいと思っておりますが、出版業界ではこの 10 年ほどの間に大きな変化があり、今回は、独自のコードではなくて、多言語の文字を単一のコードで扱うことができる、いわゆるユニコードによって組版が作られています。一般で広く使われている文字コードが凸版印刷の組版データにも用いられるようになったということです。

調査結果を簡単に見ますと、今回調査した書籍は 1,077 冊です。前回（3）の調査のときには 864 冊でした。総文字数は、約 1 億 7,000 万で、総漢字数が 5,000 万を超えるぐらいです。できるだけ前回の総文字数、総漢字数に近付けるようにということで努力しました。そしてその結果、今回、書籍数はかなり増えていますが、漢字数は前回と同じぐらいとなっています。つまり、1 冊について使われている漢字の数が減っているという傾向が見られます。

種類別の漢字出現字種数を御覧ください。常用漢字は 2,136 の字種がありますが、延べ漢字数のうち常用漢字は 98% を超えています。資料に現れる漢字の全てを常用漢字であるかどうかチェックしていくと、今回の調査で出現した漢字の 98% が常用漢字であったということです。前は 96.39% という数字でしたが、少し上がっています。前は、昭和 56 年の 1,945 字の常用漢字表による調査でした。そのときは 96% の半ばでしたが、今回、2,136 字になった常用漢字表では、98% をカバーするということになっています。

以上、簡単に今回の調査の概要を御説明しました。今回、参考資料 3 「漢字出現頻度数調査（4）（令和 4 年 2 月文化庁）1～4000 位」として委員の皆様エクセルのファイルをお送りしました。ほぼローデータの段階のものですが、もう少し整理をして、いずれこの調査に関しては、できる範囲で、公開していきたいと思っております。準備

ができましたら、改めてきちんとしたものをお送りしたいと思っております。

○沖森主査

ただ今の説明について、何か御質問や御感想があればお願いします。意見の交換は後ほど論点を絞って行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○村上委員

素朴な疑問です。調査方法のところに、凸版印刷の組版データを使ったとありますが、凸版印刷にしたことに、何か理由があるのでしょうか。

○武田主任国語調査官

この調査に関しては、他社も参入できる状況で入札をしております。

過去の調査のうち、(1)は凸版印刷を含めた複数社でやっていますが、(2)と(3)は凸版印刷のみの調査です。ということで、これまでの全てに関わっているのは凸版印刷だけであるという経緯もあり、また、かなり大規模な調査ですので、ノウハウの問題などもあって、今回の入札に参加したのは凸版印刷だけになりました。これまでのデータとの関係で、同じ凸版印刷のデータが使えたことには良い面もありますが、文化庁としては、今後もこういった調査をする際には、開かれた入札を行って実施していきたいと思っております。

○村上委員

分かりました。ありがとうございます。

○沖森主査

ほかにございますでしょうか。

○成川委員

これは書籍を調査したということですが、いわゆる電子書籍も入るのかどうかというのが1点です。

それと、文字コードについて、特に出版、紙の印刷の場合は、著者の方が指定した特殊な字体、字形を元の文字コードに加えるケースがあると思いますが、その辺の扱いはどうなっているのでしょうか。

○武田主任国語調査官

文字コードの方から簡単にお話ししますと、先ほど申し上げたように、基本的にユニコードを使っています。これまで個別に、例えば外字を作るといったことを行っていたり、特殊な凸版印刷だけのコードというものを使っていたりしたことがありますが、今回この調査に上がってきているのは、全てユニコードの範囲です。もし外字などを使っているものがあっても、今回の調査には含まれていません。

それから、電子書籍に関しては、基本的に紙で印刷してあるものを使っています。紙で印刷しているが、別途電子書籍としても出ているものもあるかとは思いますが、まずは紙で印刷しているものを使っているということです。

○沖森主査

ほかにございますでしょうか。

○福田委員

平成 30 年度から令和 2 年度までのものということですが、これは、その間に新規に発行されたものを対象としているという意味でしょうか。

○武田主任国語調査官

今回、データがなるべく恣意的なものにならないように注意いたしました。基準としては、ここにも簡単に書いてありますが、凸版印刷から取引先に、その時期に納入したものであることで行っています。例えば本に関しては、過去に単行本として出て、それがこの時期に改訂されたというようなことがあるかもしれませんが、過去に出たものが別の形で出版されるというようなことがあるかもしれません。つまり、必ずしも新しいものばかりではなくて、古いものも含まれています。ただ、全体としては新しい書籍が多いかと思えます。その辺りのデータについても、いずれ、こういった書籍を調査したかということは、細かく御覧いただく機会を持ちたいと思っています。

○福田委員

ありがとうございます。

○沖森主査

ほかにございますでしょうか。

(→ 挙手なし。)

それでは、論点を絞って意見交換を行いたいと思います。まずは、参考資料 4 「常用漢字表改定における追加・削除字種の出現頻度順位の変動（「漢字出現頻度数調査（3）」（平成 19 年）と「同（4）」（令和 4 年）との比較）」に示されました、平成 22 年に追加された漢字、削除された漢字と、その出現頻度の動向を御覧いただいた上で、御意見、御感想を頂きたいと思います。

では、参考資料 4 について事務局から説明をお願いします。

○武田主任国語調査官

参考資料 4 は、平成 22 年に、196 の漢字が追加されて、五つの漢字が削除されましたが、その漢字の出現頻度が、平成 19 年の前回調査とどのように変わっているかということについての資料です。

一番右の欄に順位の変動が分かるように数字が入っています。矢印の前の数字が前回調査の数字で、後の数字が今回の数字です。参考として、200 位以上の変動があったものについて、上昇したものには△、下降したものには▼を付けています。この 200 位以上という点について説明いたします。大体、500 位から 4,000 位ぐらいまでの漢字について言えることですが、例えば 501 位から 701 位を比較した場合、501 位の漢字出現数を 100 とすると、701 位の出現数は、大体 65 から 70 ぐらいになるという傾向が見られます。つまり、順位が 200 位下がると、出現数が 65 から 70%になるということです。一応の目安に過ぎませんが参考にさせていただければと思います。

1 ページを御覧ください。ここに、△が付いたものと▼が付いたものがあります。これを見ますと、例えば、語彙の「彙」という漢字は非常に大きく順位が伸びています。かつては交ぜ書きにするというようなことが行われていた場合がある字ですが、全体を見ますと、交ぜ書きが使われていたような字に関しては、随分と順位が伸びていることが傾向として見られます。

一方、ここで▼が付いているものについては今後詳細な分析が必要ですが、これは、前回取り上げた、分析する対象資料との関係があるかと思っています。前回の調査対象の中には、歴史小説の類がたくさん入っていました。いずれ資料を見ていただきたいと思いますが、調査対象との関係で、関連する漢字が多く入っていたような場

合もあるのではないかと見ています。

前回よりもかなり順位が上がったものもあれば、下がったものもあります。常用漢字表の改定によってどれぐらいの影響が起きたのかというのは、現段階では、まだ十分に判断できる状況ではないかもしれません。先ほど申し上げたようなかつて交ぜ書きをしていた語については、常用漢字になったことで、漢字がかなり使われるようになっていくという傾向がうかがえます。

最後の10ページを御覧ください。ここには削除された字種が挙がっています。ふだん余り見ることのない字ですが、例えば、銑^{せん}鉄などに使う「銑」、「脹^{ちよう}」、「刃^{もんめ}」、この辺りは▼がついています。一方で、「錘^{すい}」という字のように上昇しているものもあります。どうしてこの漢字が上昇したのだろうか、事務局の中でも話題になったのですが、はっきりしたことは分かりません。例えばこれは重りという意味があるということや、中国古代の武器に「錘」というのがあったといったことが、最近のブームなど関係している可能性があるのかもしれないといった話はしています。

この参考資料4は、いろいろと興味深いところがあるかと思しますので、この後、御覧いただきながら、何かお気付きになることを挙げていただければと思っております。

○沖森主査

では、意見交換は後にしまして、ただ今の説明に直接関係のある質問があればお願いしたいと思えます。

○前田委員

大変興味深い資料だと思います。一つだけ伺います。資料の中に、3回目の調査のところで、「〇〇相当」と書かれているものがありますが、これはどういう意味でしょうか。

○武田主任国語調査官

先ほど、3回目の調査までは凸版独自の文字コードを使っていたと申し上げました。凸版独自の文字コードというのは、非常に細かい字形の違いを区別するような場合があります。例えば、「闇」の中に「音」の形がありますが、その「音」の1画目の点が縦画なのか横画なのかといった違いを、凸版独自のコードでは別の区点として扱っていました。今回は、それらは一つの「闇」の字として合わせています。例えばその「闇」に関しては、前回は二つあったものの出現数を合算して順位をお示ししましたので「相当」という示し方になっています。

○前田委員

ありがとうございました。

○沖森主査

ほかにございますでしょうか。

(→ 挙手なし。)

では、この資料から何かお気付きになることがあれば、是非お話してください。ちょっとした感想でも構いません。委員の皆様方のお話の中から、次期の改定に当たっての課題などが見えてくるのではないかと考えております。

○成川委員

先ほどの調査そのものにも関わってくるかと思いますが、単なる出現ではなくて、そこにルビが振ってあったかどうかというまで分かるのでしょうか。常用漢字はそのまゝルビを振らずに使える漢字ですが、ルビが振ってあるかどうかで使われ方というのは大分違うと判断すべきではないかと思います。そこが分かれば、非常に有意義な資料になるのではないかというのが1点です。

それから、ざっと常用漢字でない漢字はどんなものが上位かと思って見たら、伊豆の「伊」のような、固有名詞に使うようなものもあれば、驚いたのが、尋ねるという意味の「訊」が上位にありました。戦後間もなくからの、全部「聞」で「聞く」とするような漢字の使い方が崩れている。「聞」はhearですから、尋ねるのに「聞く」と書くのは違和感がある人が多くて「訊」を使うような傾向があるのだろうかとても面白く感じました。

○沖森主査

ありがとうございました。では、ほかにございませんでしょうか。

順位の変動があったことなどについても、常用漢字表に追加した字種についての御感想あるいは今後の漢字の選び方などについての御意見等ございましたら、お願いしたいと思います。

(→ 挙手なし。)

では、続いての論点に移りたいと思います。ここで、字体の問題についても触れておきたいと思います。この話はかなり複雑な問題でもありますので、本日は余り深入りすることはせずに、必要があれば、別の機会に詳しく検討する機会を設けたいと思います。とはいえ、今回の調査では、これまでと異なる傾向が明らかになったということで、そのデータを国語課題小委員会として共有しておきたいと思います。

平成22年の常用漢字表の改定の際には、追加する漢字をどのような字体で表に入れるかということが最も大きな課題の一つでもありました。その辺りの事情なども含めて、参考資料2と参考資料4を用いて、事務局から説明をお願いします。

○武田主任国語調査官

少し複雑なところのある話ですが、これは国語課題小委員会として是非共有していただきたいと思っております。今回の調査で、漢字の字体に関して留意しておきたい結果が出ております。

戦後の国語施策というのは、それまで、いわゆる旧漢字—難しい形の漢字を簡単なものに整理するというところから始まっています。当用漢字表で1,850字、その後、昭和56年の常用漢字表で1,945字の字体について、それまでの手書きの習慣などを踏まえた比較的簡単な形に整理してきました。そのときに、当用漢字表、常用漢字表の外にある漢字の字体については、今後の検討をまつということで、手が付けられませんでした。

昭和の終わりくらいから、文字・文章を情報機器で書くという時代がやってきます。そのとき、情報機器で打ち出される漢字の字体と、書籍に打ち出される漢字の字体の間に、食い違いが出てきました。有名なのは、森鷗外の「鷗」です。例えば、学校で鷗外の小説を勉強するとき、教科書には「品」を使う「鷗」が使われています。参考資料2「漢字出現頻度数調査(4)(令和4年2月文化庁)の概要」の2ページ目を御覧ください。左の上から三つ目に「鷗・鷗」という字があります。よく「鷗(ぼつかもめ)」と「鷗(しなかもめ)」などと言いますが、ある時期、本では「鷗」なのに、ワープロで打つと「鷗」しか出てこないという時期がありました。こういったものを何とかすべきではないかという声が上がって、国語審議会がこれに対応します。その際に

は、伝統的に印刷されてきた形を重んじて、書籍類でどんな漢字の字体が使われているのかを調査します。今回の漢字出現頻度数調査（４）も、過去の三つの調査も、その流れの中にある調査であると言えます。印刷された漢字の字体を調査した結果、書籍の中では、常用漢字表の外にある漢字は昔の形、いわゆる旧字体、常用漢字表では「いわゆる康熙字典体」という言い方をする形の方が圧倒的に多いということが分かりました。

そこで、国語施策として、表外の漢字を印刷する際には、今後いわゆる旧字体の方を使おうという方針を示します。それが、平成 12 年の「表外漢字字体表」です。

文字コードも、その国語施策（表外漢字字体表）に合わせて、情報機器に出やすい字体を変更します。168 字の文字を変更したという経緯がありますが、そのような状況下で、平成 22 年に常用漢字表の改定を迎えます。

参考資料 4「常用漢字表改定における追加・削除字種の出現頻度順位の変動（「漢字出現頻度数調査（３）」（平成 19 年）と「同（４）」（令和 4 年）との比較）」の 7 ページを御覧ください。ここに、進歩の「歩」という字があります。これはへんに、歩行の「歩」と同じ部品が使われていますが、「歩」という字と比べると 1 画足りません。これがいわゆる康熙字典の字体で、旧字体とも言われる昔から使われていたものです。同様に、その少し下に「溺」という字があります。これはさんずいに「弱」ですが、この「弱」というのも、学校で習う「弱」とは違います。つまり、常用漢字表の字の形ではなく、表外漢字字体表が選んだ形、康熙字典の示す形が使われています。

このように、常用漢字表は、平成 22 年に新しい漢字を追加するとき、表の中の漢字に合わせるのではなくて、平成 12 年に国語施策として決めた、表の外の漢字の形は古い形のまま使いましょうという考え方を準用したわけです。その結果、今、常用漢字表の中には、同じ部品であるのに字体が異なっている場合というのがあります。これは印刷文字における基準であって、手で書くときには同じ書き方をしても何ら問題はありません。ただ、印刷文字に関しては、常用漢字表に新たな漢字を加える際、いわゆる康熙字典体が選択されたということです。複雑な話ですので、うまく説明できているかどうか分かりませんが、常用漢字表の改定においては、そういった判断があったわけでは

その判断の根拠としてあったのは、繰り返しになりますが、書籍において、どのような字体が多く使われているかということでした。

ところが、今回の調査で、その辺りに少し異変が出ているということが分かりました。文字コードに、先ほど 168 の変更があったというお話をしました。例えば、この進歩の「歩」は、その変更の前は、常用漢字の「歩」と同じ形が使われていました。しかし、表外漢字字体表が示された後、現在は文字コードの方も 7 ページにある「歩」の形が情報機器に出るように対応しています。ほとんどの漢字の字体は、国語施策が選択しているのと同じ字体が、情報機器でも使えるようになっています。

参考資料 2 の 2 ページを御覧ください。今回、それぞれの漢字について、調査（４）の上の段の数字がこれまでの調査（１）～（３）に比べると増えているということが分かります。例えば、右の欄の真ん中ぐらいに「頰・頰」という漢字があります。この「頰」は、平成 22 年に常用漢字表に入りました。前回の調査では、常用漢字の通用字体が 6,685 で、これを簡略した字体は 8 しかありませんでした。ところが今回は、この 8 だったものが 991 まで増えているということが分かりました。先ほど、J I S で 168 の漢字を変更したというお話をしました。その 168 の漢字に関しては、今、コンピューターを普通に使うと一つの字体しか出てこないの、別の字体を選ぶということは基本的にはできません。一方、この参考資料 2 にある「頰・頰」は、コンピューター

を使うときに、どちらも使うことができます。そして、簡単な形の「頬」の方がコンピューターで出てきやすいという傾向があります。しかし、国語施策は、常用漢字表の字体としては「頬」を選んでいきます。

では、どうしてそういうことが今回起きているのかということ、それは、先ほど成川委員からも御指摘がありました。かつて漢字の字体というものは、例えば作家によって、この字にはこの字を使うといった指定があって、それに印刷会社が文字コードを作って応えていたわけです。今、世の中がどんどん動いていって、印刷会社も詳細な使い分けを可能にする独自のコードではなく、広く用いられているユニコードを使うようになった。さらに、最近では印刷会社で版下を組むまでもなく、出版社が作ったデータをそのまま本に印刷するという傾向が強まっているということです。そうすると、一般的なコンピューターで表示されやすい字体の方がおのずから書籍にも多く使われてしまうという状況が生じているとも考えられます。

書籍の漢字使用の状況に基づいて表外漢字字体表の考え方が整理されました。しかし、情報機器においては国語施策の方針とは異なる字体の方が表示されやすい場合があります。ここに来て、それが書籍の方にまで影響し始めている可能性があるということが今回の調査からうかがえるとも思われます。

長い説明になってしまいましたが、実は、この字体の問題というのは、平成期、長く国語施策の中で検討してきたことで、今後の課題になると思いましたので詳しくお話ししました。

○沖森主査

では、ただ今の説明につきまして、直接関わる質問があればお願いいたします。

(→ 挙手なし。)

それでは、意見交換に入りたいと思います。今回の書籍に関する調査では、一部の漢字に限った話ではありますが、前回までに比べて、国語施策が目安としている字体ではなく、コンピューターで表示されやすい字体が、書籍においても以前に比べて多く使用されているという結果が見られたかと思えます。その背景には、出版・印刷業界におけるデータの扱いが大きく変わりつつあることなどがその原因であるということです。かなり専門的な事柄にも及びますが、この点について御意見、御感想があれば、是非ともお願いいたしたいと思えます。

○川瀬委員

非常に深い話で、広い話なので、まだ感想しか出てこないんですが、国語施策は生活に寄り添っていくという意味では、情報機器で使われやすいものが漢字として広まっていくのはしょうがないことだと思いますし、もしかしたら常用漢字表もそこに寄り添っていかねばならないかもしれないと思います。ただ、その反面、字体・字形の話になってきますが、こういう美しい字もあったんだという記録を何らかの形で残しておきたいという感じがいたします。どのような施策がいいのか分かりませんが、生活の中で誤解なく使うための漢字というものと、それから日本文化としての字体といったものを残していくことも、文化庁にとっては大事な使命なのかと、今お話を聞いていて思いました。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

○成川委員

何度もすみません。

まず全般についてです。J I Sの字形で康熙字典体と違うものを一度調べたことがあります。はっきりした数は分かりませんが20ぐらいあります。共同通信のハンドブックに出てきたときに、康熙字典体じゃないものが載っているということで、モリサワなどの老舗の活字由来の会社に聞きました。文字セットとして売るフォントセットの場合には、康熙字典体ではなくてJ I Sの方の字形に合わせているというお話でした。明治以来、書籍の漢字の字形というのは康熙字典体が基本だったわけですが、それが今、J I Sの字形が基本になっているという流れがあるのではないかと思います。

もう1点は、先ほどの字形を二つ並べた資料はとても面白いと思って見ていました。ただ、数が減っている字もあるので、いわゆる簡略体が増えているというのはどういうことなのかという理由をもう少し探る必要があるかと思っています。

そこで一つ思い当たるのが、インターネットで文字化けするかどうかというところでは、例えば、醤油の「醬」の字ですと、スマートフォンで出そうとすると、どうしても簡略体になってしまう。老舗の醤油屋さんで、ロゴとしては旧字体というか、表外漢字字体表の字体にしようとする、そこは画像にするんです。ロゴと本文中が違うというケースが多々あるのではないかと思います。これはJ I Sの水準の話になると思いますが、文字化けするかどうか、その辺のことも影響しているのではないかと考えて調べてみるのも必要ではないかと思っています。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

○西條委員

今御説明されていたことというのは、参考資料2の2ページの表のことで、印刷標準字体と簡易慣用字体があるが、簡易慣用字体が増えてきているのではないかというお話で間違いないですか。

○武田主任国語調査官

見ていただくと、緑色の印が付いている漢字と付いていない漢字があります。緑色の漢字—これが表外漢字字体表が簡易慣用字体として認定したものです。当時からある程度の割合で上の簡単な形が見られたものについては、それを「簡易慣用字体」として使ってもいいというのが表外漢字字体表の考え方でした。ところが、例えば常用漢字になった、一番下の黄色い字がありますが、補填の「填」は、過去の調査では上の字体（「填」）はほとんど書籍になかったもので、これは簡易慣用字体になっていませんでした。にもかかわらず、今回は出現数が増えているということです。簡易慣用字体というのは、表外漢字字体表が、ある程度の割合で見られる字体があるときに、印刷標準字体と一緒にこっちの字体も使ってもいいと取り決めたものということになります。

○西條委員

私が言いたいのは、その増えている／減っているというのが、個々の漢字によって傾向が結構違うということなんです。例えば、ずっとお話しになっている鷗外の「鷗」という字です。これは1回目の調査の方が古くて、4回目の調査というのは今回のものだと思いますが、「鷗」は増えています。同じように、「鷗」も増えています。だから、一個ずつの漢字の傾向というのが結構違うので、一概に増えている、減っていると言えないのではないかというところがあります。取ってきたソースが何なのか、さっき歴史小説という話もありましたが、そういうものによっても随分影響を受けます。

議論するなら、もう少し科学的というか、何をどのように論じたいのかということをはっきりさせた方がいいというのが、これを見た感想です。

○沖森主査

ありがとうございました。では、ほかにございませんでしょうか。

○村上委員

I T機器が出現して、そのI T機器の使用する字体の中に常用漢字表や表外漢字字体表とは異なるものが見られるという話だったと思います。今おっしゃった「鷗」と「鷗」を見てみると、我々がなじんでいるというか、これまで見慣れてきたのは「鷗」の方で、「鷗」の方は違和感がある気がします。

それで、I T機器が使用する文字が事実上の標準になってくるということはあると思いますが、例えば東芝、日立、シャープなど、会社によって「鷗」を使うのか「鷗」を使うのかというのが違うのかどうか、その辺りのところはどうなんでしょうか。

○武田主任国語調査官

先ほどJ I Sコード、ユニコードといった話をいたしました。そういう文字コードというのは、どの会社でも基本的には同じものを使っているはず。もちろん、この小説ではこっちを使おうとか、このプロジェクトではこっちを使おうというような決定が一々なされる可能性はありますが、会社によって使う字体が異なってくるというよりは、基本となるコードは同じものを使っている。似たような傾向が各社見られるのではないかと推測いたします。

○村上委員

会社によって基準となるところが違うというのは、余り考えにくいということですね。

そうすると、例えば、I T機器の字体を今のままにしておくのか、それとも常用漢字表や表外漢字字体表が示すものを使えるようにこちら側から勧奨するのか、という問題になると思います。何でもかこういことを言うかということ、私は小説を書いているわけですが、ある場面によって、文字はこちらを使いたい、ここではこちらを使いたいというのがあります。それを校閲の方に回すと、必ず、チェックが入るんです。国語施策として、その辺りのところはどうか考えるのかということ、みんなで知恵を出さなければいけないと思いますが、そこところは文化庁としてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○武田主任国語調査官

常用漢字表も、そして、常用漢字表の外にある漢字についての字体を示した表外漢字字体表も、芸術や個人個人の表記にまで及ぼそうとするものではありませんので、お使いになりたい文字を自由にお使いいただくことが大切だろうと思います。

一方で、そうしたくても、情報機器の関係などでそれが簡単にいかない場合もあるという状況があると思います。また、何でも使えるようにすることになれば、社会生活の中では混乱が生じてくるというおそれもあるかと思っています。その辺りの兼ね合いというのが難しいと思いつつ伺っておりました。

○村上委員

分かりました。これから議論しなければいけないということですね。

○成川委員

校閲の話も出たので、校閲部長をやっておりましたので、校閲の立場からお話しします。

パソコンで打つといろいろな字体が出ます。1冊の本や、一つの文章の中でいろいろな字体が出てくれば、ばらばらですよということを指摘するのが仕事です。ただ、一般の文章であれば統一する必要があると思いますが、小説で、作家の方がこの場面にこの漢字を使いたいということであれば、それはそのまま使えばいいということです。校閲としては、ばらばらであつたら指摘はしますということで、統一しなければいけないということではありません。

○善本委員

今ずっと「鷗」のことが話題になったので、御参考に私の経験してきたことをお話ししようと思います。ずっと高校で鷗外の小説を教えていましたが、教科書で「鷗」になっていた時代が結構長くありました。鷗外が「鷗」でなく書かれることに教える側としては違和感を持っていましたが、今はもう全て「鷗」になっていると思います。

私が一昨年までいた学校にはこの「鷗」の文字が学校名で使われていました。白い鷗かもめと書いて白鷗おうで、正しいのは「鷗」です。外部にいろいろな表記をするときにはできるだけ「鷗」を使いましょうということでした。デジタルでも相当広く使えるように変化していきましたが、最後まで引っ掛かっていたのが、電子文書のファイル名で、ファイル名には「鷗」は使えなかったんです。ですから、電子文書で送られているものは全部「鷗」になっていました。中身は「鷗」なんだけどファイル名には「鷗」しか使えないといった状況が続いていました。私はずっとそうだと思っていたんですが、今回この資料を頂いたので試してみたら、今は、ファイル名にも「鷗」が使えるということが分かりました。

そういう意味で、デジタル上の仕様に関しても、いろいろなレベルがあるということを変更して確認しました。ファイル名にも使えるということが今回分かりました。それがどのように変わったのかというのは調べてみようかと思っていますが、そんな状況だということをお話しました。

○古田委員

非常に頭を悩ませながら、各委員のお話を聞いている次第です。効率化、あるいは簡略化、学びやすさ、そういう観点からすれば、そもそも当用漢字表を制定するとき、表外字に関しても統一性を持たせたものを提示すべきだったのだろうと思います。ただ、違う観点から申し上げると、その不徹底性、あるいは不完全性のおかげで、歴史的な漢字の形が今残っているとも言えるわけです。国語施策について考えるということになると、どうしても一貫性を持たせなくなる、あるいは統一したくなるという気持ちが出てくるのはよく分かります。自分も今のお話をお聞きしていると、どうにも気持ちの悪い感覚というのは出てきますが、同時に、選択肢、自由といったものは残しておいた方がいいだろうとも思います。少なくとも、情報機器の在り方に制限される、あるいは効率化を志向する産業の基準、方針に引っ張られるといった形で自由が制限される事態は避けるべきなのではないかと思っています。例えば現時点で、電子メールで文字化けするとか、ある形にするとネット上の表記では文字化けしてうまく表示されなとか、そういうことなのであれば、むしろ産業側に働き掛けていくという方向性もあり得るのではないかと思います。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

○村上委員

度々すみません。

今、成川委員がおっしゃった話についてです。校閲の仕事は指摘することで、最終的には作家の決めることというのは、おっしゃるとおりです。私は校閲の人から、どうしても統一してくださいという圧を掛けられたことはありません。そのところは語弊がないように、お伝えしておきたいと思います。

私も古田委員のおっしゃったように、いろいろな選択肢がある方がいいと思います。今、漢字・文字の話をしていますが、これは広く言うと文化の問題です。文化は分かりやすければいいのかというと、そうではなくて、いろいろな複雑に絡み合っているものの方が、それを経験する者、見ている者にとっては面白いというところがあります。選択肢を増やすという意味で、統一しようといったことは考えない方がいいのではないかと思います。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

○川瀬委員

確かに、選択の範囲を増やすということも大事ですし、古い形が幾つもあったんだということを提示していくことも、文化の継承という意味では非常に大事だと思います。ただ、行政などが出すオフィシャルな文書に関しては、余りいろいろな字体があるのもどうかと思います。創作活動というのは、字形・字体についてもその方の表現だと思いますが、伝達事項といったものについては、守っていただく幅をきちんと決めておかないと、受け手である市民が混乱する元になるのではないかと、少し懸念しております。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

○福田委員

西條委員の御発言に触発されて、このデータを見てみました。例えば、「唾・啞」というのと、話題になっている「鷗・鷗」は同じような緑と青になっているので、この二つを比べてみました。そうしますと、まず、調査（１）から調査（４）の行を横に見ていくというのは、余りしない方がいいと思います。なぜならば、調査（１）、（２）、（３）、（４）では、対象としている書籍のジャンルがどうやら違いそうだとということが分かっているからです。そうすると、各調査の緑（簡易慣用字体）の頻度と水色（印刷標準字体）の頻度を比べていくのがいいと思います。そのように考えると、鷗外の「鷗・鷗」は、どの時代でも圧倒的に緑の方が多い、それに対して、「唾・啞」は、調査（４）だけで逆転して緑の方が多くなっています。西條委員がおっしゃったように、文字によって、かなりデータの結果が変わっています。そのような中で、統一的に全部まとめて考えてしまうのは、少し乱暴かと思います。

そういう意味で、これからデータ分析をもっと精査にするということもありますし、その上で、どのようにこれを扱ったらいいのかというのを考えた方がいいかと思います。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

○石黒委員

皆様の議論を伺っていて、本当に難しい問題であり、全体を一つの判断で進められないということがよく分かりました。

その中で、国語施策というものの性格を考えると、日本語を扱う人が、どこでも、誰でも、きちんと自分の伝えたいことを伝えて、そして、相手の理解することが理解できるという、そういう基本的な伝え合いができるということで、一貫して行われてきました。そういう社会環境を整えるということが第一の仕事だったと思います。もしそうでなかったとするならば、余計なことは口を挟まない方がよくて、自由に任せておけばよいということになるわけです。

私は日本語教育の人間なので、漢字ができない非漢字圏の人が日本に来て漢字を学ぶということの負担や、このような多様な字形に対応していかなければいけないという現実を考えますが、子供のことも含め、負担が大きいということがあると思います。選択の自由を奪うということはあってはならないことだと思いますが、一方で、川瀬委員がおっしゃったように、基本は平易で分かりやすく、きちんと伝え合いができるということで私たちが発言しないと、それ自体、意味がなくなってしまうのではないかという気もいたします。その辺り、結局はバランスの取り方だと思いますが、付け加えさせていただきます。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

○森山副主査

私も、選択の自由性とか、それに至るまでの調査の精査というのは本当に大切なことだと思いますが、一点しんにようと二点しんにようのように、漢字の言語上の記号としてのある種の統一性というのはあった方がいいと思いますので、そういう点での整理は、した方がいいのではないかと思います。

ただ、そうすることで、大きな混乱が生じるのではないかというおそれもあるので、その辺りも考えながら、みんなが学びやすいように整理できれば一番いいのではないかというのが、今の素朴な意見です。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

(→ 挙手なし。)

では、この字体に関する調査の仕方自体も含めて、今後も注意深く見守っていきたいと思います。また、参考資料4をはじめ、今回の調査結果からは、今すぐに漢字表の改定あるいは漢字の出し入れをすべきであるといったような状況ではないと思われま。その一方で、追加字種や削除した字種をはじめ、常用漢字表に採用されている漢字の社会生活における使用状況については、更によく分析する必要があるように思います。このような漢字の調査の方法や頻度についても、更に検討の余地があるかと思われま。

本日の常用漢字表に関する意見交換につきましては、今回の御意見等を整理しまして、今後の審議に生かしてまいりたいと思います。

それでは、次の論点として、ローマ字のつづり方に関する整理についての意見交換に入りたいと思います。本日は、まず、ローマ字と学校教育との関係を中心に検討を進めることとします。また、最新の政府の動きとの関係などについても情報を共有して

おきたいと思っております。

小学校においては外国語教育も始まっております。国語としてのローマ字、外国語、情報機器への入力という、ラテン文字、いわゆるアルファベットの使用を一気に学ぶというのが現状です。

文化審議会は、直接教育に関する審議を行うものではありませんが、日本におけるローマ字使用の経緯を知る上で、学校教育におけるローマ字の扱いについて、その歴史、そして現状を御覧いただき、その上で御意見を頂きたいと思っております。

それではまず、戦後のローマ字教育について参考資料5と6を用いて、事務局から説明をお願いします。

○武田主任国語調査官

参考資料5「ローマ字教育の指針（昭和22年）、改訂ローマ字教育の指針（同25年）（抜粋）」を御覧ください。現在も小学校ではローマ字が教えられています。必修で教えられているわけですが、そこに至るまでの歴史を御覧いただきたいと思っております。

まず、戦後すぐの動きについてです。昭和21年6月にローマ字教育協議会が文部省の中にできます。そして、そこが「ローマ字教育を行うについての意見」を出します。その「ローマ字教育を行うについての意見」と併せて、「ローマ字教育の指針」を示します。これは、文部省から昭和22年に改めて全国に周知されました。

1 ページ目の、「第1 ローマ字教育の必要と方針」の1の最後のところを御覧ください。「国民一般がローマ字で自由に国語を読み書きする能力および習慣を持つことが必要である」。なぜなら、「ローマ字は世界共通の文字」だからであるというようなことが書かれています。

2では、「わが国の再建」のために、社会生活の能率を著しく高め、また、文化水準を高めるという観点から、ローマ字が必要である。ローマ字で表記するという習慣が必要であるということが言われています。

3には、「ローマ字を使用することによって、わが国民の国語能力および国語教養は、いちじるしく高められる」とあります。

最後の6のところを御覧ください。「なお、ローマ字が英語その他の外国語に用いられているために、英語その他の外国語を授ける前提として、ローマ字による国語の読み書きを教えようという考え方もあるが、これは、まったく誤りであって、ローマ字教育はあくまでも国語教育のために行われるもの」であるということが確認されています。

今読み上げたところでもお分かりいただけるかと思いますが、ローマ字教育というのは、日本語をラテン文字、いわゆるアルファベットで書こう、というところが出発点です。そして、実際にそれが教育課程の中に入っていきます。2ページには、「ローマ字教育の指針」が改訂されたものが入っていますが、これも基本的に趣旨は一緒です。

参考資料6「小学校学習指導要領（国語）等におけるローマ字の扱い」を御覧ください。実際にどのように教育課程に入っていたかを御覧いただきたいと思っております。

最初の○のところですが、先ほどの「ローマ字教育の指針」と共に、文部次官が通達したものの別紙です。ここを見ますと、ローマ字教育を行う場合には原則として第4学年以上の学年から行うとし、3年生からやってもいいとあります。2のところ、「授業時数は1年を通じて40時間以上」とするとあります。つまり、3年間、1年につき40時間やってくださいというのがこの通達です。場合によっては、もう1学年下げることできます、そうすると、160時間小学校でローマ字を学ぶという可能性があったわけです。ただ、1のところ、「ローマ字教育を行うかどうかは、その学校の教育上の責任者が、その学校の事情を考慮してこれを決定する」とあり、この時点では必修ではありませんでした。必修ではないものの、120時間のローマ字教育を小学校で行うと

ということが、このときには掲げられていました。

この後、学習指導要領の試案が昭和 22 年に出ます。ここでもローマ字についての言及があります。そして、昭和 26 年にはその試案の改訂版が出ます。この時点では、一つの章を使って、ローマ字の指導について詳しく述べています。また、これは小学校だけではなく、中学校にもローマ字についての教育課程が示されています。

このように、戦後すぐは、選択ではありましたが、かなり力を入れてローマ字教育をやろうとしていた、することができる状況でした。

2 ページを御覧ください。学習指導要領が、試案ではなく告示されて使われるようになります。昭和 33 年 10 月に文部省告示され、36 年 4 月から施行されたのが、この最初の学習指導要領です。この中では、4 年生で 20 時間、5 年生で 10 時間、6 年生で 10 時間、6 年間を通して 40 時間ローマ字を学ぶことになっています。ここからは必修です。

この下に「小学校指導書国語編（昭和 35 年）」とあります。これは上の学習指導要領の運用について詳しく書いているものです。

下から 4 行目から読みます。「ローマ字を書くことに関しては語に注意させ、わかち書きをして、簡単な文表現ができるようにする。」とあります。分かち書きというのは、ローマ字は全部アルファベットを続けていったら読めませんので、どう切るか、どう切って書くかというようなことで、この時点ではそれが指導されていたということになります。つまり、文を実際に書いて、あるいは読んで、日常生活でローマ字を使うということがこの時点での目標であったわけです。

3 ページを御覧ください。昭和 43 年になると、文章を書く、読むというような考え方が「日常ふれる程度の簡単な単語の読み書きを指導する」と変わっています。その指導書の中には、「指導内容が従来よりも縮減された。」とあります。そして、「「ローマ字による日常ふれる程度の簡単な単語の読み書きを指導する」のであるから、文や文章のローマ字による読み書きの指導までは要求されていない。」とあります。

昭和 43 年の学習指導要領まで見ていただきました。最初は非常に高い目標が掲げられ、時数もたくさん取られていましたが、昭和 40 年代になると、語の単位を学ぶという学習に縮小されるといった流れがありました。

○沖森主査

ただ今の歴史的経過に関する御説明でありましたが、何か御質問はございますでしょうか。

(→ 挙手なし。)

では続きまして、ローマ字教育の現状について、参考資料 6 及び参考資料 7 を用いて御説明をお願いしたいと思います。

○武田主任国語調査官

参考資料 6 「小学校学習指導要領（国語）等におけるローマ字の扱い」を御覧ください。現在どうなっているかということを中心に御説明いたします。

昭和 43 年に、ローマ字の教育課程がかなり縮小されました。そして、このときに小学校 4 年生でローマ字を学ぶということになり、この状況が続きます。4 年生で学んでいたローマ字が、平成 20 年に告示され 23 年から施行された学習指導要領から、3 年生のカリキュラムに入ってきます。4 ページの平成 20 年のところを見ますと、「**コンピュータ**を使う機会が増えたりするなど」と、コンピュータが意識されるようになってきます。

5 ページを御覧ください。最新の平成 29 年 3 月の告示においては、第 3 の 2 の (1) ウのところ、「コンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる

情報手段の基本的な操作を習得し」というように、コンピューターを意識したことが書かれています。

また、昭和 40 年代から、ローマ字に関しては、文を書く・読むということではなく、語の単位を学ぶというものになってきています。その点、5 ページの現在の小学校学習指導要領の解説には、「第 3 章 各学年の内容、第 2 節 第 3 学年及び第 4 学年の内容、1（知識及び技能）、（1）言葉の特徴や使い方に関する事項、○話し言葉と書き言葉」の「ウ」のところに、次のようにあります。「ローマ字で表記されたものを読み、ローマ字で書くことは、ローマ字での読み書きについて示したものである。ローマ字表記が添えられた案内板やパンフレットを見たり、コンピューターを使ったりする機会が増えるなど、ローマ字は児童の生活に身近なものになっていることなどを踏まえ、第 3 学年で指導するものとする。日常使われている簡単な単語とは、地名や人名などの固有名詞を含めた、児童が日常目にする簡単な単語のことである。」とあります。そして、「ローマ字の表記に当たっては、「ローマ字のつづり方」（昭和 29 年内閣告示）を踏まえることとなる。ここでは、「一般に国語を書き表す際には第 1 表に掲げたつづり方によるものと」し、「従来の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限り、第 2 表に掲げたつづり方によっても差し支えない」とされている。」とあります。

つまり、今、小学校では、日常使われている簡単な単語を読んだり書いたりすることを目的にローマ字が教えられています。その根拠として、この解説の中では国語施策の「ローマ字のつづり方」（昭和 29 年内閣告示）による必要があるとされています。そうすると、「ローマ字のつづり方」では、「シ」と書くときに「shi」ではなく「si」と書く、いわゆる訓令式が第 1 表にありますので、基本的にはこれで書くことになっており、にわかに改めがたい事情がある場合に、第 2 表にある、いわゆるヘボン式や日本式を使うことができるとあります。学校教育では、ヘボン式や日本式より、訓令式が優先されているということが現在まで続いているわけです。

参考資料 7 「現行教科書（小学校国語）におけるローマ字の扱いの例」を御覧ください。二つの会社の実際の教科書を御覧いただきたいと思います。共通しているのは、ローマ字のつづり方の第 1 表の、いわゆる訓令式が、まず前に出ているということです。そして、第 2 表の方は、こういう書き方もあるという形で紹介されています。そのほか、コンピューターにおける入力のことなども触れられているといった内容になっています。

現在、日常使われている簡単な単語というものをローマ字で目にする場合、ほぼヘボン式で書かれているという状況があります。しかし、学校では、まずは訓令式を学ぶというところが、この内閣告示を根拠として行われているということです。これまでの学習指導書や指導要領の解説に、わざわざ「ローマ字のつづり方」は持ち出されていませんでしたが、今回の解説には、ローマ字の表記に当たっては、内閣告示の「ローマ字のつづり方」を踏まえることとなるということをわざわざ言っています。つまり、いろいろな状況があるが、まずは国語施策を踏まえて、こういった教育課程ができているということをおえてここで確認しているわけです。その辺り、何かしらの意味があるのかと思っております。

歴史的な流れと現状についてお話しいたしました。なお現在、ローマ字は、3 年生で 4 時間程度学習することになっていると聞いています。

○沖森主査

では、ただ今の説明に何か直接関係する質問があればお願いしたいと思います。

○西條委員

今、最後のところでおっしゃった、平成 29 年になって「ローマ字のつづり方」を持

ち出してきた理由というところが気になります。何かお分かりのことがあれば教えてください。

○武田主任国語調査官

これまではわざわざ内閣告示にあるからというようなことは特に触れられていなかったのですが、今回は書かれています。社会でいろいろなローマ字の使用の状況はありますが、今、教育を行うに当たっては、内閣告示に示されているものを踏まえる必要があるとわざわざここで持ち出してきたのは何か理由があるのかと、私どももいろいろ考えるところではありますが、その辺りも、委員の皆様にお考えいただければと思っております。余り回答になっておらず申し訳ございません。

○西條委員

私は全く見当も付かないのですが。何でへボン式じゃいけないのかと思います。

○沖森主査

では、ほかにございますでしょうか。

○福田委員

基本的なことで申し訳ありません。参考資料7の教科書を見ると、伸ばす音には「^」を付けるとか、「ん」の前には「'」を付けるといったことになっています。これも訓令式の一つと考えてよろしいでしょうか。

○武田主任国語調査官

はい、そのとおりです。

○沖森主査

ほかにございますでしょうか。

(→ 挙手なし。)

では、意見交換に進みたいと思います。学校教育におきましては、ローマ字教育がどのように扱われてきたか、そして現状どのような教育が行われているかについて御確認いただきました。そしてまた、学習指導要領では、「日常使われている簡単な単語について、ローマ字で表記されたものを読み、ローマ字で書く」とされております。

学校では、いわゆる訓令式を中心に学習しておりますが、実際の社会生活で見掛ける単語のローマ字表記は、いわゆるへボン式が用いられているというのが一般的であるかと思えます。

学習指導要領の解説におきましても、内閣告示を踏まえることとなると明記されていて、国語施策における「ローマ字のつづり方」が現状の根拠となっているようにも見られます。

このような実態につきまして、過去の歴史も踏まえながら御意見、御感想を承りたいと思います。また、学校教育に限らず、社会とのつながりの中でローマ字についてお気づきになること、お考えになることがあれば、是非とも御発言ください。では、よろしく願いいたします。

○滝浦委員

先ほど漢字の問題があつて、今、ローマ字の問題になって、同じような質の課題と捉えられるところが多いかと思いますが、個人的には、漢字の問題とローマ字の問題は実は結構違っている気がします。

漢字の方は、正直なところ、そんなにできることはないのではないかという気がしているのに対して、ローマ字の方は、もう少し積極的に、このようにやっていくのがいいのではないかという発信をしていった方がいい、一個人としても有り難いというような感覚を持っています。

世の中全体ではヘボン式のようなものが多く使われているというのはもちろん分かっております。一応、公式的には訓令式ということもあるわけですが、例えば学術的な方面で論文などを書いていくときに、ローマ字の表記をどうするかは、とても困るところです。そういうものについてガイドラインを作っている大学なども最近出ていますけど、そういうものを見ていくと、訓令式ベースで、そこに幾つか工夫を加えていくのがよいという^{すう}趨勢となっていると思います。

ヘボン式というのは、英語を母語とする人には分かりやすいのですが、それ以外の人には分かりやすくありません。英語の影響力が今強いからヘボン式に流れていくことはありますが、世界全体のことを考えると、それは一部分に過ぎません。そのようなことを考えていくなれば、訓令式ベースで整備していくというようなことを考えてもいいかと思えます。

漢字の方について言えば、結局はJ I Sコードやユニコードという文字コードが存在していて、使うことができるという現実がある以上、個々人がそれを使うことは止められないし、止めるべきではありません。他方で、例えば人名の戸籍や出生届などどこまで異字体を認めるかというようなことは、多分国の問題として考えなければいけないだろう、というような性質のものだと思います。

それに対して、ローマ字の方は、検索したときに表記が違っていると、検索できません。そういう現実の問題もあります。もう少し、実際に発信していくときの分かりやすさのために、ガイドラインというか、統一の方向性を考えていってもいいかと思えます。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

○村上委員

事務局の方に質問です。このローマ字について、訓令式とヘボン式、どちらが事実上の世界標準になっているのかというのはよく分からないんですが、どちらでしょうか。

○武田主任国語調査官

内閣告示という形で示されている中で、第1表にあるのが、いわゆる訓令式です。ISOの規格にも、訓令式が取られています。ただ、訓令式のままでいいのかというような議論もあって、これから変更する可能性もあるといったことを聞いたことがあります。一方で、世の中で実際に使われているローマ字が、訓令式なのかというと、必ずしもそうではないところがあります。何をもちいて標準とするのかというのは非常に難しい状況にあるかと思えます。

○沖森主査

いかがでしょうか。

○村上委員

滝浦委員がおっしゃったことから考えると、英語圏の人たちはヘボン式を使っていて、それ以外の人たちは訓令式というような単純な考え方でいいのでしょうか。

○武田主任国語調査官

必ずしもそういうことではないと思います。まず、日本のローマ字が世界中で使われているかということ、必ずしもそうではないので、まずは日本の中でよく見られるものを考えることになるかと思います。日本の中で、今、いわゆるへボン式あるいはへボン式に準ずるようなものがよく使われているのは、へボン式は元々英語を母語とする人が考えたので、それが影響しているということが考えられるのではないかと思います。

○村上委員

そうすると、その訓令式というのは、ある意味、日本独自のものに近いと考えていいのでしょうか。

○武田主任国語調査官

戦前からローマ字の書き方というのは幾つかの考え方がありました。その中で、元々外国の方が考えたへボン式と、それを参考にしつつ日本人が考えた訓令式や、日本式といったものがあり、どこに集約していくべきかということがずっと議論されてきました。昭和29年に内閣告示という形で、第1表には訓令式、第2表にはへボン式と、日本式の一部が残ったということになります。世界でどちらが使われているかということはなかなか難しく、また、日本独自と言いますと、へボン式も訓令式も、ある意味日本で生まれて日本で使われているということになるかと思います。

○村上委員

ありがとうございました。

○滝浦委員

今の件について、私は言語学が専門なので、お答えをしたいと思います。言語学で生の音声を扱うレベルと、それを一段抽象化した機能単位のようなレベルと、二つに分けて、音声と音素という二つの単位を立てます。へボン式は音声レベルに近いものです。訓令式は音素レベルに近いものです。音声レベルというのは英語的な意味での音声レベルに近いということなので、英語の人には分かりやすいということになります。一方、ローマ字というのは、日本の中での話ですが、それでも、世界の人が見たときにどちらが分かりやすいかと考えると、音素レベルでは、例えばサ行の「シ」のところを「shi」とは書かず、「si」と書きます。それは条件で音声を導けるからという形でそんなふうにするということがありますので、言語学的に日本語の音声を記述するという場合には、言語学では基本的に音素レベルの表記を使います。訓令式の方が音素レベルに近いという意味で、性質的には訓令式の方がユニバーサルに近いとは言えるかと思います。

○村上委員

滝浦委員、ありがとうございました。よく分かりました。

○沖森主査

どうもありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

(→ 挙手なし。)

では、参考資料8に関しまして、最近の政府の動きとして、情報共有をしておきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○武田主任国語調査官

最近報道で、いわゆるキラキラネームの話が出ていたときがあります、現在の戸籍には、漢字をお使いになる名前については漢字しか載っていません。その読み方は、これまで戸籍に記載がありませんでした。ところが今、戸籍に名前の読み方を記載することに向けた取組が進んでいます。

その先にあるのが、今から御説明する参考資料8「デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月閣議決定）（抜粋）」です。これは令和2年12月の閣議決定ですが、その中で、マイナンバーカードを、今後、海外で利用できるようにするという計画があり、その際に、ローマ字の表記をマイナンバーカードに載せるということが予定されているそうです。その前提として、まず戸籍に名前の読み方を書くという話になっているわけです。

まだこの議論はきちんと決定しているということではないようですが、今後、そういった計画が進んで、それぞれの方がもしマイナンバーカードを持つようになれば、自分のローマ字の名前のつづり方というのを持つようになるということが考えられるかと思います。もちろん、今でもパスポートや、クレジットカードといったものは運用されているのですが、場合によっては、国民全員が、まず戸籍に名前の読み方を入れて、さらにローマ字の書き方を一つ決めるということが進みつつあるということです。

○沖森主査

ただ今の説明につきまして、直接関係する質問がありましたらお願いいたします。

（→ 挙手なし。）

それでは、この参考資料8も踏まえまして、ローマ字のつづり方についての現状について、御感想、御意見等ございましたら、お願いしたいと思います。

○古田委員

先ほどの御説明、それからその後の議論もお伺いして大変勉強になりました。先ほどの漢字の字体の話と違うと思われるのは、このローマ字に関しては、明治期以降に誰かが意図的に作った人工的な表記体系ですので、今の参考資料8の御説明もあったように、余り悠長に考え続けていけばいいというものでもないように思います。幾つかの表記の形のメリット／デメリットというのをはっきりさせて、比較して、議論をして、何かしらの統一した形に持っていくというのが、この件に関しては重要かと考えます。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

○福田委員

質問なんですけど、マイナンバーカードの海外利用というのは、具体的にはどんなことになるのでしょうか。

○武田主任国語調査官

申し訳ございません、閣議決定の中には海外利用ということしか書かれておりませんので、その中身については分かりません。今、マイナンバーカードについて、保険証や、免許証といったものへの転用といったことが言われていますが、海外にいらっしゃる方が、お使いになれるようにということかかと思えます。これからその辺りも詰めていくのではないかと思います。

○福田委員

分かりました。

もう一点なのですが、今、海外で使われているものとして、パスポートの存在が大きいと思いますが、パスポートにおけるローマ字表記というのはどのようになっているのでしょうか。

○武田主任国語調査官

外務省のパスポートの表記基準のようなものがあります。ベースになっているのはヘボン式ですが、特殊なところもあります。例えば大リーグにいる大谷選手は、「Ohtani」と表記しています。このようにhを使って長音を表すこともできるというように、少し幅のある基準になっているかと思います。

○福田委員

マイナンバーカードは総務省管轄だと思いますが、そういった国全体のローマ字表記について、この国語課題小委員会で取りまとめるということなんでしょうか。

○武田主任国語調査官

そういったことも含めて、是非御議論をいただきたいと思います。ただ、国語施策というのは、やはり混乱を招くようなものであってはならないということは大きな前提だと思います。今、手当てすべきところがあるのはどこなのか、調査をして、やれることがあれば、是非お考えいただきたいと思っております。

○沖森主査

それでは、ほかに御意見、御感想等ございますか。

○成川委員

これを見直すのであれば、何のためにという目的、それから誰のためにというのが必要かと思います。歴史的に、漢字廃止、国語を全部ローマ字表記にしようということもあった中で、昭和22年来、出てきたものが、だんだんそういうものがなくなって、形が変わってきたんだろうと思います。

お話を聞いていると、今後求められているものは、本当にローマ字についてなのだろうかと感じています。例えばローマ字ですと、「私は」の「は」を「ha」で書くのか、「wa」で書くのかということも出てくると思います。聞いていると、名前の書き方をどうするかという話ですので、どちらかというのと、ローマ字というよりは日本語の音をABCでどう書くかという基準も求められていると感じました。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

○川瀬委員

私も、今、成川委員がおっしゃったことを同じように感じておりました。地名にしても人名にしても、大谷さんとか大島さんの書き方のように、今混乱が既に起きています。ローマ字のつづり方が何種類もあって、不便につながっているのです。日本語を文章としてではなくて、日本語の音をどうアルファベットで表記するのかというのは、ある程度意見を集約して、各関係省庁なり関係部局なりに提言するというようなことをしてもいいのではないかと感じております。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○中江委員

今のお話の中で、個人の名前に関して、もちろん決まりは必要なかもしれませんが、どういう表記にするかというのは、個人の意思というのはどこまで反映されるのかということをし少し思いました。決まりでこういう形となることもあるかもしれませんが、どうしてもこうありたいという個人の意思をどこまで反映させるのか、決まりと個人の意思のバランスということで、一方的に決め付けるのもどうかと思います。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

○村上委員

私は文学、芸術について、個人が書く文章、表現などについては、その選択の自由が多い方がいいと思っていますが、この問題に関しては、皆さんおっしゃるように、余り長く議論するよりも、できるだけ速やかに決めてしまった方が混乱が少なくていいのかと思います。これに関しては、選択の幅が表現の自由と余り関わらないような気がして、成川委員がおっしゃったように、日本語の音をどうアルファベットで表現するのかという、言わば非常に機械的な問題という気がしました。

○沖森主査

ほかにございますでしょうか。

○西條委員

国語施策の大本は、社会に混乱をもたらさないということを第一義的に考えなければいけないとおっしゃっていて、だから長い時間を掛けて議論しているということもあるし、そこはそのとおりだと思います。

先ほど滝浦委員がおっしゃった、言語学的にどう表すのが方法として正しいか、妥当性があるかという考え方と、社会で、もう流布しているので、では、どう使われているかということとは、どのように考えていくかということは本当に慎重に考えなければいけないと思います。

小学校の教科書について、ローマ字のつづり方の第1表、第2表という話がありました。あれはどちらも教えているということだと思いますが、先生によって多分教え方が違うのではないかと思います。一般的に使われているのはこっちだから、こっちだけ覚えればいいといったことを言っている先生もいるかもしれません。第一に考えることとして、ヘボン式といわゆる訓令式、あるいは日本式など、どういう生活の場面では何が多いのか、ヘボン式が多分圧倒的に多いとは思いますが、本当にそうなのか、という点について、悉皆調査するわけにはいかないの、優先順位を決めて、生活ドメイン (domain: 領域) を決めてサンプリングして、調査して、統計的に表していくということが必要です。それが一番混乱をもたらさない、回り道のように早い道だと思います。

○沖森主査

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

○森山副主査

最初に西條委員がおっしゃった、何で今になって内閣告示の話が出てきたのかということについてです。それが正に後の方に西條委員がおっしゃった、実態としてはヘボン式が極めて多いということに関係するわけです。だったら、そっちの方を教えたらいいじゃないかというような話にもなりますが、音の仕組みで考えると、滝浦委員がおっしゃったように訓令式の書き方は整理されているわけです。

ただ、それをもう少し考える必要があって、例えばサ行のイ段の音は「シ」ですが、区別として、「シ」と「スイ」は違うというように、外来音などが入ってきて私たちの捉え方も変わっています。そういうことも考えると、訓令式とばかりも言っていないようなところもあるかと思えます。

そういう点で、改めて、第1表、第2表の話に戻りますと、第1表は必ず教えないといけないので、小学校で教えています。第2表は教えなくてもいいのですが、多分普通は教えているとは思いますが。その辺りの根拠となっているのが「ローマ字のつづり方」という内閣告示ですので、もう一度そこを見直すというのは、確かに必要なことかと思う次第です。

○沖森主査

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

(→ 挙手なし。)

では、意見交換はこれまでといたします。この「ローマ字のつづり方」につきましては、今年1月に約70年ぶりに改定され内閣官房長官から通知された「公用文作成の考え方」と同じように、昭和29年の内閣告示から70年近く経過していて、これまで特に手当てがなされていないというのが現状です。訓令式、日本式、そしてヘボン式、いろいろ利点、欠点があります。今期、早急に検討すべき課題について、具体的な検討に入るといってその一つの論点としまして、事務局とも相談の上ではありますが、このローマ字のつづり方に関する整理を取り上げるのはどうかと、ここに提案したいと思います。

すぐに内閣告示の改定などを検討するという意味ではなく、まずは、関係者からのヒアリングを行うとともに、どのような調査が必要であるかなど、よく検討した上で、調査も実施し、さらには現状をよく整理するということが必要であろうと思えます。そして、何らかの提案ができればと考えている次第です。

よろしければ、この課題「ローマ字のつづり方」について、今期早急に取り組むということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(→ 国語課題小委員会、了承。)

○沖森主査

本日は、まず御提案までとしまして、もう少し具体的な計画につきましては、次回、更に御検討いただければと思います。この点に関して、何か御意見等がありましたら、事務局まで御連絡いただければと思います。こちらでも準備したいと思っております。

それでは、本日の国語課題小委員会はこれで閉会といたします。

本日もオンラインでの開催でしたが、無事に終わることができました。御礼申し上げます。御参加、誠にありがとうございました。